

件名:新型コロナウイルス対策の一部規制緩和

7日、ヒューバート・ミニス首相は、バハマにおける新型コロナウイルス対策の一部規制緩和を発表しました。詳細はこちらをご確認ください。

<https://opm.gov.bs/prime-ministers-press-conference-from-grand-bahama-7-september-2020/>

概要は以下のとおりです。

1 グランドバハマ島、アバコ島、アクリンズ島、アンドロス島、ベリー諸島、ビミニ島、キャット島、クルッキド島、エルーセラ島、エグズーマ島、イナグア島、マヤグアナ島
ア すべての小売店は、安全プロトコルに従って店内サービスの提供可。

イ レストランは、物理的な距離、マスク、消毒プロトコルに従い、屋内でのダイニングサービスの提供可。

ウ 商業活動の時間は午前5時から午後10時まで。

エ 最大10人までの小規模の集まりが可能。

2 カジノ、バー、ディスコ、映画館、ジム、レガッタ、フェスティバル、および同様の活動は引き続き禁止。

3 フィッシュ・フライの施設は、持ち帰りとカーブサイドサービスのみを継続。

4 ニュー・プロビデンス島及びパラダイス島を含む、グランドバハマ島、アバコ島、アクリンズ島、アンドロス島、ベリー諸島、ビミニ島、キャット島、クルッキド島、エルーセラ島、エグズーマ島、イナグア島、マヤグアナ島のすべての島の住民は、午前5時から午後10時まで近隣の屋外で運動可。

5 ニュー・プロビデンス島を含むすべての島の住民は、午前5時から正午までの屋外グループ運動に参加可。毎日午前5時から正午までビーチや公園を訪問可。

6 プロトコルに従った島間チャーターは許可。9日に通常の島間の商用航空便が再開。

7 新型コロナウイルス検査の陰性結果は、ニュー・プロビデンス島からの渡航を除き、島間移動には不要。グランドバハマ島、アバコ島、アクリンズ島、アンドロス島、ベリー諸島、ビミニ島、キャット島、クルッキド島、エルーセラ島、エグズーマ島、イナグア島、

マヤグアナ島。パラダイス島からの渡航者は、目的地で14日間の隔離が依然として必要。

8 公衆の場で、マスクを着用しなかった場合、250ドルの罰金。

9 建設現場において、マスク及びその他の物理的な距離プロトコルなどの命令に違反した場合、罰金。

引き続き、感染予防とともに最新の関連情報にご留意ください。

9月7日